

第4章 実践的な災害応急計画の確立

第1節 避難体制の確立

1 避難計画の見直し

有珠山周辺における住民や観光施設等の動向に応じて、現在策定されている避難計画等を適時見直していく。また、火山学的な新たな知見が得られた場合についても、噴火想定等の見直しに応じて避難計画を見直し、避難の伝達方法、避難手段、避難誘導體制等について定める。

○避難計画の見直し

見直しに際し、検討する項目は次のとおりである。

■避難計画の検討項目例

- ・各地区別の避難人口の把握
- ・避難先の事前把握（アンケート調査等による）
- ・避難誘導方法
- ・避難手段（特に、バス、トラック等の確保）
- ・避難先（各地区、自治体ごと）
- ・各避難所の施設機能の把握

2 災害時要援護者の避難支援対策の確立

災害時要援護者に対する避難計画及び支援策について検討する。また、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」と位置づけ外国人に対する対策の実施に努めることとする。

○在宅の災害時要援護者への支援

在宅の災害時要援護者を把握し、避難手段等について検討する。

○施設入所者、入院患者への支援

施設入所者や病院の入院患者等の災害時要援護者の受け入れ先のリストアップ、移動手段の確保等について検討する。

○在宅医療者への支援

在宅医療者を把握し、避難手段、避難先等について検討する。

○外国人への対策

多言語による広報、避難場所などの災害に関する表示板の多言語化及び外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努めることとする。

第2節 応援体制の確立

1 関係機関との連携強化

火山噴火による影響や災害対策は、非常に広域的であり、国・北海道・行政機関・公共機関が統一的な対策をとることが必要となる。2000年噴火では、国の機関、地方自治体、関係機関で構成する「有珠山噴火非常災害現地対策本部」が設置され、合同会議が開催されるなど、各関係機関の連携により対策を行うことができた。また、それ以外にも民間業者や市民団体との連携もなされた。

そこで、平常時からこれらの機関、団体との連携を強化するために、協定の締結や災害時の応急対策について協議を図り、連携を強化する。

- | | |
|----------------|---|
| ○火山防災計画の対策検討 | 火山防災計画における各種対策について、関係機関との協議、調整を行い、災害発生時に備えて共通認識ができるようにする。
■関係する機関
・近隣市町村
・北海道
・警察
・消防機関
・ライフライン関係機関等
・交通機関 |
| ○自治体との協定締結の推進 | 災害発生時の避難者の受け入れや物資等の支援ができるように協定を締結するなどして相互の協力体制を確立する。 |
| ○民間業者・団体との協定締結 | 災害時には、避難手段の確保、物資の供給、避難者への支援等、民間業者・団体の協力が必要となるため、協定の締結や協力体制の確認を行う。 |
| ○防災関係機関との連携 | 胆振支庁、伊達警察署、室蘭土木現業所の各機関と連携して、災害時の情報伝達方法、交通規制の方法等について協議する。 |
| ○交通機関との連携 | 避難時のバス、避難列車の運行など避難に必要な交通機関と協議する。 |

2 国・北海道・自衛隊との協力体制の確立

災害時に、国・北海道・自衛隊への応援要請や協力体制が確立できるよう体制の整備を行う。

- | | |
|----------|---|
| ○要請基準の確立 | 応援を要請する場合の応援先機関、要請するときの基準、要請項目・数量等を検討し、火山防災計画や各応急対策のマニュアルに明記できるようにする。 |
|----------|---|

- | | |
|------------------|---|
| ○自衛隊との協力体制の確立 | 緊急時に応援を依頼する場合の、窓口、連絡方法、集結地等を明確にしておく。また、共通の災害対策地図等の資料を保持し災害対策が実施しやすいようにする。 |
| ○国、北海道との役割分担の明確化 | 災害発生時における国、北海道の役割分担を明確にし、迅速・的確な対応ができるようにする。 |

3 ボランティア団体等との連携

災害時には避難生活への支援、災害時要援護者の介護等、さまざまな場面でボランティアの支援が必要となる。そこで、社会福祉協議会を始め各民間ボランティア団体等との協力体制を確立する。

- | | |
|---------------|--|
| ○社会福祉協議会等との連携 | <p>ボランティアの窓口となる社会福祉協議会と、災害時のボランティア活動について、役割分担の明確化、活動環境の整備等を協議して、防災計画に反映させる。</p> <p>■ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 ・ 必要資機材 <p>■ボランティアに要請する項目の明確化</p> <p>■ボランティア団体及び専門ボランティアの登録</p> |
| ○ボランティアの養成 | 社会福祉協議会、北海道等が行うボランティア研修について広報し、ボランティアの人材を養成する。 |

第3節 被災者対策実施体制の確立

1 長期避難に備えた支援体制の確立

噴火が長期化した場合、応急仮設住宅への入居まで避難生活を余儀なくされることが想定される。そこで、避難生活を少しでも快適なものとするために長期避難に備えた環境整備を行う。

- | | |
|--------------------|--|
| ○災害時要援護者の避難支援策等の検討 | <p>災害時要援護者に適した避難場所について収容可能数、施設の有無、避難時に必要となる資機材等をリストアップする。特に、他市町村に避難することもあるので、周辺市町村を含めて検討する。</p> <p>また、災害時要援護者のケアを行うボランティアについて関係機関のネットワークや活動環境づくりを行う。</p> |
| ○避難所運営方法の検討 | <p>避難所の運営方法や長期避難にともなって必要となる対策について実施方法等を検討する。</p> <p>■検討項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の把握・管理 |

- ・避難所の自治
- ・広報手段
- ・避難所に配備する資機材
- ・駐車場、ペット等の問題
- ・避難所における保健医療体制

2 食料・物資等の供給体制の確立

避難生活には食料、生活必需品など様々な物資が必要となる。そこで、ふだんから物資の供給先を把握し、迅速に避難者に供給できる体制を確立する。

- 必要となる物資の検討
2000年噴火に基づいて、応急対策に必要であった物資、資機材と供給先について資料を作成し、今後の災害に備える。
- 協定の締結
民間業者と食料・物資の供給協定を締結する。

3 救護体制の整備

災害時には、噴火により多数の火傷等による負傷者が発生することも予想される。その場合の応急医療や搬送体制について体制を確立する。また、避難所生活が長期化した場合の医療体制やストレス等に対するこころのケア対策についても、環境づくりを行う。

- 応急医療体制の整備
噴火により多数の負傷者が発生した場合を想定した医療体制について、保健所及び医師会等と協議し、体制を確立する。
- 避難者への保健医療体制の整備
投薬や人工透析が必要な避難者への対応や、避難所救護所の開設等について保健所、医師会等と協議して体制を確立する。
- こころのケア対策
避難生活へのストレス、不安等を解消するために、こころのケア対策について保健所、医師会等と協議し環境づくりを推進する。

第4節 シナリオ型対策の策定

有珠火山防災計画では、山頂からの噴火を想定しているが、噴火の規模と現象によって対応もかなり異なったものとなる。そこで、様々な条件を想定し、時系列にシナリオを作成して対策を

検討する。特に、観光シーズンや積雪期などでは対応が異なることから、起こりうる様々な場面を検討する。

また、それらの対応について、配備などの基準やルールを定めて、関係する自治体、防災関係機関で共通認識ができるようにする。